６　許可区域(屋外広告物の掲出・設置に許可が必要な場所)

　許可区域とは、良好な景観を形成し、または風致を維持するため、広告物を掲出するには、知事（土木事務所長）又は市（町）長の許可を必要とする次の区域です。

（適用除外広告物<P21>を除く。）

①　都市計画法の規定による第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区、

②　景観法の規定による景観地区

　③　都市緑地法の規定による特別緑地保全地区

④ 森林法の規定による保安林の区域

 ⑤ 自然環境保全法の規定による自然環境保全地域

　⑥　大阪府自然環境保全条例の規定による大阪府自然環境保全地域、大阪府緑地環境保全地域

　⑦　大阪府景観計画区域又はこれに隣接する区域で、知事が指定するもの

→　現在は次の地域が指定されています。

（1）淀川等沿岸区域（隣接区域を含む）

（2）大和川沿岸区域

（3）北摂山系区域（隣接区域を含む）

（4）生駒山系区域（隣接区域を含む）

（5）金剛・和泉葛城山系区域（隣接区域を含む）

（6）大阪湾岸区域（隣接区域を含む）

　⑧　道路、鉄道、軌道、索道およびこれらに接続する地域で、知事が指定するもの　→　現在は次の地域が指定されています。

国道、府道、都市計画法の規定により指定された都市計画区域内の幅員16ｍ以上の道路、鉄道、軌道、索道ならびにこれらから両側500ｍまでの地域のうち、これらから展望できる(※)範囲にある区域

　⑨　公園、緑地、広場、運動場、動物園、植物園、遊園地、競馬場、競輪場、船着場、火葬場、葬祭場の敷地内

　⑩　社寺、教会の敷地内

　⑪　公衆便所の外壁

７　許可基準

※「展望できる範囲にある区域」とは

　自然の立地条件により広告物の設置地域が展望できない場合を除くほか、家屋などの人為的障害物により広告物が直接展望できない場合でも規制の対象となります。

　許可区域において、建物の屋上もしくは壁面に広告物を掲出する場合には、次の基準を満たす必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 建物の屋上に表示する広告物（以下「屋上広告物」という） | たて：建物の高さの2/3以内よこ：建物の幅の範囲内 |
| 建物の壁面に表示する広告物（以下「壁面広告物」という） | たて：建物の高さの範囲内よこ：建物の幅の範囲内 |

■「表示方法等の制限区域」における許可基準■

　許可区域のうち、知事が指定する道路や鉄道等の沿線(両側500ｍまでの地域のうち、これらから展望できる範囲にある区域)は、路線等を中心とする表示方法等の制限区域【路線型表示制限区域】として、道路等からの後退距離や大きさなどの制限があります。

　路線型表示制限区域は、名神高速道路等の23路線の沿線と、阪神高速湾岸線・高速自動車国道関西国際空港線の沿線に分けられ、さらに都市計画法で定められる用途地域により分類されます。

　また、知事が指定する大阪府景観計画区域及び隣接する区域については、面的な表示方法等の制限区域【面型表示制限区域】として、遠景に配慮した広告物の大きさの制限があります。

**高さ・距離とは（例示）**

○「表示方法等の制限区域」における地上

からの高さとは？

○道路等からの距離とは？

○屋上広告物の高さとは？

